

弘前市営住宅等の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

弘前市議会令和7年第1回定例会において議決を得て、指定期間を以下のとおり変更しました。

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
山王団地	弘前市大字山王町8番地1外
野田団地	〃 野田一丁目11番地1外
茂森団地	〃 西茂森二丁目13番地1
〃	〃 茂森新町一丁目8番地24
田町団地	〃 田町四丁目3番地4外
浜の町団地	〃 浜の町東一丁目4番地3
〃	〃 浜の町東二丁目2番地7
〃	〃 浜の町東四丁目3番地13
中野団地	〃 中野二丁目5番地4外
城南団地	〃 城南一丁目12番地3
豊原団地	〃 豊原二丁目8番地1
石川団地	〃 石川字村元12番地1外
緑ヶ丘団地	〃 緑ヶ丘二丁目4番地1
〃	〃 緑ヶ丘三丁目8番地1
松原団地	〃 松原東二丁目4番地11外
桔梗野団地	〃 桔梗野三丁目10番地1
樹木団地	〃 樹木一丁目18番地6
富士見橋団地	〃 栄町一丁目1番地7
城西団地	〃 城西二丁目14番地1
〃	〃 城西五丁目15番地外
桜ヶ丘団地	〃 桜ヶ丘五丁目5番地1外
青葉団地	〃 南大町二丁目5番地1
宮園団地	〃 宮園四丁目4番地1
宮園第二団地	〃 青山一丁目9番地1
南城西団地	〃 南城西一丁目8番地

施設の名称	所在地
大町住宅	弘前市大字大町三丁目5番地6
賀田団地	〃 賀田二丁目7番地1外
安田団地	〃 湯口字二ノ安田81番地外
弘前市駅前住宅	〃 大町一丁目13番地11

2 指定管理者

名称 三幸株式会社
所在地 弘前市大字城東四丁目5番地11
代表者職氏名 代表取締役 三枝 壮平

3 指定の期間

(1) 変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)
(2) 変更後 令和2年4月1日から令和8年7月31日まで(6年間)

4 変更までの経過

変更の議決 令和7年3月21日